

浜松市条例第 8 号

浜松市防災会議条例の一部を改正する条例

浜松市防災会議条例（昭和 3 7 年浜松市条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(会長及び委員)	(会長及び委員)
第 2 条 (略)	第 2 条 (略)
2～4 (略)	2～4 (略)
5 委員は、次に掲げる者とする。	5 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が <u>任命し、又は委嘱する。</u>
(1) 指定地方行政機関の職員のうちから当 <u>該機関の長の同意を得て市長が任命する 者</u>	(1) 指定地方行政機関の職員
(2) 県の職員のうちから知事の同意を得て <u>市長が任命する者</u>	(2) 県の職員
(3) 県警察の警察官のうちから当該所属長 <u>の同意を得て市長が任命する者</u>	(3) 県警察の警察官
(4) 教育長及び消防長並びに市長が任命す <u>る職員</u>	(4) 教育長及び消防長
(5) (略)	(5) (略)
<u>(6) 指定公共機関又は指定地方公共機関の 職員のうちから当該機関の長の同意を得 て市長が任命する者</u>	<u>(6) 前 2 号に掲げる者以外の市の職員</u>
<u>(7) (略)</u>	<u>(7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の 職員</u>
(8) (略)	(8) (略)
6 前項の委員の定数は、35 人以内とする。	6 委員の定数は、35 人以内とする。
7 <u>第 5 項第 6 号の委員</u> の任期は、3 年とす る。ただし、補欠の委員の任期は、その前任 者の残任期間とする。	7 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠 の委員の任期は、その前任者の残任期間とす る。
(専門委員)	(専門委員)
第 3 条 (略)	第 3 条 (略)
2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、 県の職員、市の職員、関係指定公共機関の	2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、 県の職員、市の職員、関係指定公共機関の

職員、関係指定地方公共機関の職員及び学 識経験のある者のうちから <u>当該機関の長の 同意を得て市長が任命又は委嘱する。</u>	職員、関係指定地方公共機関の職員及び学 識経験のある者のうちから、 <u>市長が任命し、 又は委嘱する。</u>
3 (略)	3 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に浜松市防災会議の委員の職にある者の任期は、改正後の第2条第7項の規定にかかわらず、令和10年3月31日までとする。
- 3 この条例の施行の日から令和10年3月31日までの間に任命し、又は委嘱される浜松市防災会議の委員の任期は、改正後の第2条第7項の規定にかかわらず、同日までとする。

(あらし)

この条例は、浜松市防災会議の委員の任期に係る規定を改めるほか、所要の整備を行うものです。